

【 6 】

氏名	河 手 龍 海 かわ て たつ かい
学位の種類	文 学 博 士
学位記番号	論 文 博 第 29 号
学位授与の日付	昭 和 43 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	日 本 塩 業 史 に お け る 休 浜 替 持 法 の 研 究

論文調査委員 (主査) 教授 小葉田 淳 教授 赤松俊秀 教授 織田武雄

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は6章より成る。第1章序章では、本論文は、休浜替持法実施の原因および経過を考察し、同法が日本の近世塩業の方向を規制し、明治の塩専売実施へと連なる歴史的意義を持つものであることを究明しようと意図したことを述べる。第2章は休浜替持法実施にいたるまでの塩業の経過を記している。休浜法とは一定期間の塩生産の休業で、二九法と三八法の2種がある。替持法とは一釜屋のせんごう可能の塩田面積を一軒前塩田というが、一軒前塩田を半分ずつ隔日就業するをいう。休浜法は普通に替持法を併用し、これを休浜替持法とよんだ。播磨赤穂、安芸竹原等の塩田において、江戸時代に時代の降るとともに一軒前塩田面積が、売買や統合により拡大する事実が知られるが、これにより塩田経営に生産性を高め、また労働力を節約することになった。享保期以前の塩田好景気時代には生産性の増大が、享保期以後の塩価下落時代には労働力節約を含む経営合理化が主として要請された。宝暦7(1757)年頃始められた安芸・備後・伊予3カ国の休浜実施は、このような要請に応えたものである。明和8(1771)年には周防三田尻で休浜替持法が提案され、翌年より周防のほか前述の3カ国が参加し4カ国同盟により実施された。第3章は休浜替持法実施の原因を追究している。塩田増加による塩価下落をもって、その原因とするのは通説となっている。この法実施当時の瀬戸内10カ国の生産塩は、1カ年ほぼ400—500万石、そのほかの諸国で約50万石の生産が推定され、全国の需要に対しておそらく100万石を超える過剰となろうといわれる。しかし宝暦・明和期の休浜替持法の実施の原因を、生産過剰と塩価下落だけでは説明しつくされない。即ち代表的塩田の所在地播磨や阿波、また百姓小浜つまり兼農製塩業者の零細な塩田の多い長門・備前・備中・讃岐が不実施であった事情を解明する必要がある。播磨赤穂・阿波斎田等の塩は大坂・江戸で声誉を獲てこれらを主要販売圏とするに対し、周防等は北国・九州等を主要販売圏とした。三田尻塩は北前船の貨買に依頼し、先買い入銀により翌年春下り船に積む塩を予約販売し、備後松永塩は、大坂所属の北前船が水塩入銀と称して手付銀を年末に渡し翌春の初釜より霜月晦日までに塩を積入れて北国へ廻送した。これらの塩田は冬期不就航の北前船に依存するため、廻船の争奪を激化して、年末の塩価低落時に先納銀・

手付銀をもって販売を予約するようになったが、またこれは浜子、釜たきへの前貸資金等を捻出する必要からでもあった。三田尻・竹原等の塩田貢租と小作料を赤穂のそれと比較すると2倍以上であった。一般に瀬戸内中部以西の塩田が、東部に比較しより経営難であった。塩業の経営支出において、燃料費50パーセント、人件費40パーセントといわれ、一軒前塩田面積の適正規模への増大とともに、経営合理化の法として燃料費・人件費の削減が考慮された。燃料では安永以後に石炭焚の普及が見られたが、人件費では休浜替持法実施による月切浜子の創出があった。即ち夏期を中心に製塩の効率よき期間切の浜子雇備で、これにより生産の適度の縮少調節と、人件費の顕著な節約がはかられた。休浜替持法不実施の他のグループ即ち長門・備前等の塩田はこの時代には小規模で生産量も僅少であり、販売圏も殆んど領内に限られたため、需給に大きな変動はなかったのである。

第4章では休浜替持法は塩田地主および塩田地主でもある塩問屋が支持層であったことを述べる。赤穂では享保以後・柴原家のごとく村内塩田の過半を所有するようになった大地主が出ている。竹原では塩田の地主への集積は進行しているが、赤穂の大地主形成とは著しい相違がある。三田尻では本百姓と亡土との分化がかなり進み、ことに休浜替持法実施の頃より小商人・日傭等が多数発生している。第5章では休浜不実施の百姓小浜の典型として、備中勇崎の塩業を紹介する。ここでは2、3反以下の零細塩田で家族労働が主で、農家副業的のものであった。一軒前塩田面積が拡大せず却って縮少細分化する傾向があり、農業その他兼業への重点移行化が見られて、最後まで休浜替持法は実施されなかった。第6章は明和の周防等4カ国の休浜同盟を基として、やがて十州休浜同盟へと発展し、その明治にいたるまでの経過変遷を跡づけている。即ち文化8(1811)年赤穂、文政3(1820)年阿波撫養が休浜同盟に参加し、嘉永4(1851)年備中・讃岐を除く8カ国同盟、安政3年(1856)十州同盟が成立した。販売圏で優位を占めた播磨・阿波も、休浜による経営合理化に同調する方向を辿ったのである。同盟は会議を持ち参加塩田の休浜日数を決定し、塩価・石炭価の相互連絡を行なった。明和以降の休浜は三八法と汎称され6カ月休浜を原則としたが、この原則によったのは防長特に三田尻の塩田だけで、他は各塩田が自然、立地条件に適合した多様な休浜を採用した。同盟の下部組織の防長塩田支部について見るに、春秋2季に就業・終業の日時決定会議を行なったが、休浜が同盟会議の根規定通りに実施されたわけでない。その時々諸条件に対応した弾力的運営をなすことを承認せざるを得なかった。これには、領地関係、塩田開、小作人層の要望等の利害関係より、休浜崩れ、即ち各自肆意の生産を行なうこと等があった結果である。しかもこのような紛糾を機に毛利本藩による休浜統制が強化され、それが維新後山口県へと、ほぼ継承されることになった。

論文審査の結果の要旨

近年、日本塩業史の研究は、主として日本塩業史研究会会員により推進されている観がある。本論文の著者も、その会員の一人である。本論文は近世塩業上の重要問題である休浜替持法の実施の原因とその経過を考え、その塩業史に持つ意義を明らかにすることを意図したものである。同法が提案実施されたのは18世紀後期の宝暦・明和年間のことである。著者は多年にわたって採集した瀬戸内塩業の史料を駆使して、この時期を中心に、その前後即ち江戸前期より末期にかけて、塩田所有、地主・自作・小作、燃料、

労働等の諸項目にわたって塩田経営の推移を跡づけることに努め、もって休浜替持法実施の背景を明らかにした。同法の実施にいたる原因として製塩過剰による塩価下落をあげることは通説であるが、同法実施の初期には、不実施のものに播磨・阿波の代表的な塩田があり、また備中等4カ国の農業兼営の零細な塩田があることを注意し、塩の販売圏と販売法の差違が、同法の実施・不実施に関連あることを解明した点は顕著な功績である。さらに幕末の十州休浜同盟の成立にいたる経緯をも考察して、同法が塩田経営合理化の一法であり、やがて明治の塩専売法へ連なるものであることを論証している。

瀬戸内10カ国の塩業史料の存在の状態は、地域によってはなほだ不均衡であり、またその比較的多いところも長期にわたって伝存するものは少ない。このような史料事情より来る制約もあって、著者の論証の一部には他処の史料を借り補足立論したため、やや徹底を欠くところもあり、また史料採集も場所により多少の不足を感ずるところがある。これらの修補は著者の今後の精進を期待したい。しかし本論文は塩業史上の主要問題を究明して、日本塩業史研究に寄与すること著しいものがある。

よって本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。